

盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市文化会館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、文化会館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後にする 盛岡市文化会館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する文化会館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係） (1) 盛岡劇場 ア ホールの使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>午前9</td><td>午後1</td><td>午後5</td><td>午前9</td><td>午後1</td><td>午前9</td></tr> </table>	区分	午前9	午後1	午後5	午前9	午後1	午前9	<p>○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 改正 略 盛岡市文化会館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、文化会館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） (1) 盛岡劇場 ア ホールの使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>午前9</td><td>午後1</td><td>午後5</td><td>午前9</td><td>午後1</td><td>午前9</td></tr> </table>	区分	午前9	午後1	午後5	午前9	午後1	午前9
区分	午前9	午後1	午後5	午前9	午後1	午前9									
区分	午前9	午後1	午後5	午前9	午後1	午前9									

改正後										改正前									
			時から 正午ま で	時から 午後5 時まで	時30分 から午 後9時 30分ま で	時から 午後5 時まで	時から 午後9 時30分 まで	時から 午後9 時30分 まで				時から 正午ま で	時から 午後5 時まで	時30分 から午 後9時 30分ま で	時から 午後5 時まで	時から 午後9 時30分 まで	時から 午後9 時30分 まで		
メインホール 料を徴収しない場合	入場	土曜日及 び休日	16,200 円	25,800 円	29,250 円	42,000 円	55,050 円	71,250 円	500円未満の入場料を徴収する場合	入場	土曜日及 び休日	10,800 円	17,200 円	19,500 円	28,000 円	36,700 円	47,500 円		
	その他の日		14,400 円	19,650 円	25,800 円	34,050 円	45,450 円	59,850 円		その他の日		9,600円 円	13,100 円	17,200 円	22,700 円	30,300 円	39,900 円		
	500円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及 び休日	18,000 円	29,250 円	36,000 円	47,250 円	65,250 円	83,250 円		500円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及 び休日	12,000 円	19,500 円	24,000 円	31,500 円	43,500 円	55,500 円		
	その他の日		16,200 円	25,800 円	30,900 円	42,000 円	56,700 円	72,900 円		その他の日		10,800 円	17,200 円	20,600 円	28,000 円	37,800 円	48,600 円		
	500円以上1,000円未満の入場料を徴収	土曜日及 び休日	19,650 円	30,900 円	37,800 円	50,550 円	68,700 円	88,350 円		500円以上1,000円未満の入場料を徴収	土曜日及 び休日	13,100 円	20,600 円	25,200 円	33,700 円	45,800 円	58,900 円		
	その他の日		16,200 円	27,450 円	32,550 円	43,650 円	60,000 円	76,200 円		その他の日		10,800 円	18,300 円	21,700 円	29,100 円	40,000 円	50,800 円		

改正後										改正前								
する場合	1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	24,000円	32,550円	42,900円	56,550円	75,450円	99,450円	土曜日及び休日	16,000円	21,700円	28,600円	37,700円	50,300円	66,300円			
		その他の日	19,650円	29,250円	34,350円	48,900円	63,600円	83,250円	土曜日及び休日	13,100円	19,500円	22,900円	32,600円	42,400円	55,500円			
		土曜日及び休日の入場料を徴収する場合	25,800円	34,350円	44,550円	60,150円	78,900円	104,700円	土曜日及び休日	17,200円	22,900円	29,700円	40,100円	52,600円	69,800円			
		その他の日	19,650円	30,900円	36,000円	50,550円	66,900円	86,550円	土曜日及び休日	13,100円	20,600円	24,000円	33,700円	44,600円	57,700円			
		タウンホール入場料を徴収しない場合	5,400円	8,550円	9,750円	13,950円	18,300円	23,700円	土曜日及び休日	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200円	15,800円			
	タウンホール入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	4,800円	6,600円	8,550円	11,400円	15,150円	19,950円	土曜日及び休日	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100円	13,300円			
		その他の日							土曜日及び休日									
									土曜日及び休日									
									土曜日及び休日									
									土曜日及び休日									

改正後										改正前									
500円未満の入場料を徴収する場合	500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	6,000円	9,750円	12,000円	15,750円	21,750円	27,750円	土曜日及び休日	4,000円	6,500円	8,000円	10,500円	14,500円	18,500円			
			その他の日	5,400円	8,550円	10,200円	13,950円	18,750円	24,150円	その他の日	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500円	16,100円			
500円未満の入場料を徴収する場合	500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	6,600円	10,200円	12,600円	16,800円	22,800円	29,400円	土曜日及び休日	4,400円	6,800円	8,400円	11,200円	15,200円	19,600円			
			その他の日	5,400円	9,150円	10,950円	14,550円	20,100円	25,500円	その他の日	3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400円	17,000円			
500円未満の入場料を徴収する場合	500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	7,950円	10,950円	14,400円	18,900円	25,350円	33,300円	土曜日及び休日	5,300円	7,300円	9,600円	12,600円	16,900円	22,200円			
			その他の日	6,600円	9,750円	11,400円	16,350円	21,150円	27,750円	その他の日	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円			

備考

1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その

備考

1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その

改正後							改正前																				
催しへにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。							催しへにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。																				
2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。							2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。																				
3 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。							3 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。																				
4 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、メインホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の、タウンホールについては、1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。							4 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、メインホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の、タウンホールについては、1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。																				
5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。							5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。																				
6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。							6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。																				
7 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。							7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。																				
イ ホール以外の室の使用料																											
<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>午前9時から正午まで</td><td>午後1時から午後5時まで</td><td>午後5時30分から午後9時30分まで</td><td>午前9時から午後5時まで</td><td>午後1時から午後9時30分まで</td><td>午前9時から午後9時30分まで</td></tr> </table>							区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>午前9時から正午まで</td><td>午後1時から午後5時まで</td><td>午後5時30分から午後9時30分まで</td><td>午前9時から午後5時まで</td><td>午後1時から午後9時30分まで</td><td>午前9時から午後9時30分まで</td></tr> </table>							区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで																					
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで																					

改正後							改正前						
第1控室	330円	600円	600円	930円	1,200円	1,530円	第1控室	220円	400円	400円	620円	800円	1,020円
第2控室	330円	600円	600円	930円	1,200円	1,530円	第2控室	220円	400円	400円	620円	800円	1,020円
第1楽屋	1,020円	1,320円	1,540円	2,340円	2,860円	3,880円	第1楽屋	680円	880円	1,030円	1,560円	1,910円	2,590円
第2楽屋	1,360円	1,770円	2,250円	3,130円	4,020円	5,380円	第2楽屋	910円	1,180円	1,500円	2,090円	2,680円	3,590円
第3楽屋	630円	810円	1,080円	1,440円	1,890円	2,520円	第3楽屋	420円	540円	720円	960円	1,260円	1,680円
第4楽屋	630円	810円	1,080円	1,440円	1,890円	2,520円	第4楽屋	420円	540円	720円	960円	1,260円	1,680円
第1リハーサル室	2,410円	3,250円	4,090円	5,660円	7,340円	9,750円	第1リハーサル室	1,610円	2,170円	2,730円	3,780円	4,900円	6,510円
第2リハーサル室	1,360円	1,840円	2,320円	3,200円	4,160円	5,520円	第2リハーサル室	910円	1,230円	1,550円	2,140円	2,780円	3,690円
第1シャワー室	540円	540円	540円	1,080円	1,080円	1,620円	第1シャワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円
第2シャワー室	540円	540円	540円	1,080円	1,080円	1,620円	第2シャワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円
第3シャワー室	540円	540円	540円	1,080円	1,080円	1,620円	第3シャワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円

## 備考

1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 備考

1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

改正後								改正前							
(2) 盛岡市都南文化会館 ア 大ホールの使用料								(2) 盛岡市都南文化会館 ア 大ホールの使用料							
区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	18,750 円	27,450 円	36,900 円	46,200 円	64,350 円	83,100 円	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	12,500 円	18,300 円	24,600 円	30,800 円	42,900 円	55,400 円
	その他の日	16,200 円	24,000 円	29,100 円	40,200 円	53,100 円	69,300 円		その他の日	10,800 円	16,000 円	19,400 円	26,800 円	35,400 円	46,200 円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	24,750 円	37,650 円	46,350 円	62,400 円	84,000 円	108,750 円	1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	16,500 円	25,100 円	30,900 円	41,600 円	56,000 円	72,500 円
	その他の日	21,450 円	30,900 円	38,550 円	52,350 円	69,450 円	90,900 円		その他の日	14,300 円	20,600 円	25,700 円	34,900 円	46,300 円	60,600 円
1,000円以上	土曜日及び休日	32,550 円	44,550 円	57,600 円	77,100 円	102,150 円	134,700 円	1,000円以上	土曜日及び休日	21,700 円	29,700 円	38,400 円	51,400 円	68,100 円	89,800 円
	その他の日	25,650 円	37,650 円	46,350 円	63,300 円	84,000 円	109,650 円		その他の日	17,100 円	25,100 円	30,900 円	42,200 円	56,000 円	73,100 円
3,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	37,650 円	53,250 円	67,800 円	90,900 円	121,050 円	158,700 円	3,000円以上	土曜日及び休日	25,100 円	35,500 円	45,200 円	60,600 円	80,700 円	105,800 円
	その他の日	30,900 円	44,550 円	56,550 円	75,450 円	101,100 円	132,000 円		その他の日	20,600 円	29,700 円	37,700 円	50,300 円	67,400 円	88,000 円

改正後								改正前							
場料を徴収する場合	5,000円以上の入び休日	土曜日及び休日				その他の日				場料を徴収する場合	5,000円以上の入び休日	土曜日及び休日			
		42,900	62,700	78,150	105,600	140,850	183,750	28,600	41,800			52,100	70,400	93,900	122,500
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円
場料を徴収する場合	その他の日	36,000	51,600	65,250	87,600	116,850	152,850	24,000	34,400	43,500	58,400	77,900	101,900	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときは

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときは

改正後							改正前																																																																																										
これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。							これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。																																																																																										
7 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。							7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。																																																																																										
イ 大ホール以外の室の使用料																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から正午まで</th><th>午後1時から午後5時まで</th><th>午後5時から午後9時30分まで</th><th>午前9時から午後5時まで</th><th>午後1時から午後9時30分まで</th><th>午前9時から午後9時30分まで</th><th>午後1時から午後9時30分まで</th><th>午前9時から午後9時30分まで</th><th>午後1時から午後9時30分まで</th><th>午前9時から午後9時30分まで</th><th>午後1時から午後9時30分まで</th><th>午前9時から午後9時30分まで</th><th>午後1時から午後9時30分まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1楽屋</td><td>1,270円</td><td>1,630円</td><td>2,080円</td><td>2,900円</td><td>3,710円</td><td>4,980円</td><td>850円</td><td>1,090円</td><td>1,390円</td><td>1,940円</td><td>2,480円</td><td>3,330円</td><td>850円</td></tr> <tr> <td>第2楽屋</td><td>1,270円</td><td>1,630円</td><td>2,080円</td><td>2,900円</td><td>3,710円</td><td>4,980円</td><td>850円</td><td>1,090円</td><td>1,390円</td><td>1,940円</td><td>2,480円</td><td>3,330円</td><td>850円</td></tr> <tr> <td>第3楽屋</td><td>580円</td><td>750円</td><td>990円</td><td>1,330円</td><td>1,740円</td><td>2,320円</td><td>390円</td><td>500円</td><td>660円</td><td>890円</td><td>1,160円</td><td>1,550円</td><td>390円</td></tr> <tr> <td>第4楽屋</td><td>580円</td><td>750円</td><td>990円</td><td>1,330円</td><td>1,740円</td><td>2,320円</td><td>390円</td><td>500円</td><td>660円</td><td>890円</td><td>1,160円</td><td>1,550円</td><td>390円</td></tr> <tr> <td>シャワー室</td><td>510円</td><td>510円</td><td>510円</td><td>1,020円</td><td>1,020円</td><td>1,530円</td><td>340円</td><td>340円</td><td>340円</td><td>680円</td><td>680円</td><td>1,020円</td><td>340円</td></tr> </tbody> </table>														区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	第1楽屋	1,270円	1,630円	2,080円	2,900円	3,710円	4,980円	850円	1,090円	1,390円	1,940円	2,480円	3,330円	850円	第2楽屋	1,270円	1,630円	2,080円	2,900円	3,710円	4,980円	850円	1,090円	1,390円	1,940円	2,480円	3,330円	850円	第3楽屋	580円	750円	990円	1,330円	1,740円	2,320円	390円	500円	660円	890円	1,160円	1,550円	390円	第4楽屋	580円	750円	990円	1,330円	1,740円	2,320円	390円	500円	660円	890円	1,160円	1,550円	390円	シャワー室	510円	510円	510円	1,020円	1,020円	1,530円	340円	340円	340円	680円	680円	1,020円	340円
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで																																																																																				
第1楽屋	1,270円	1,630円	2,080円	2,900円	3,710円	4,980円	850円	1,090円	1,390円	1,940円	2,480円	3,330円	850円																																																																																				
第2楽屋	1,270円	1,630円	2,080円	2,900円	3,710円	4,980円	850円	1,090円	1,390円	1,940円	2,480円	3,330円	850円																																																																																				
第3楽屋	580円	750円	990円	1,330円	1,740円	2,320円	390円	500円	660円	890円	1,160円	1,550円	390円																																																																																				
第4楽屋	580円	750円	990円	1,330円	1,740円	2,320円	390円	500円	660円	890円	1,160円	1,550円	390円																																																																																				
シャワー室	510円	510円	510円	1,020円	1,020円	1,530円	340円	340円	340円	680円	680円	1,020円	340円																																																																																				
備考																																																																																																	
1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。							1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。																																																																																										
2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。							2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。																																																																																										
(3) 盛岡市民文化ホール							(3) 盛岡市民文化ホール																																																																																										

改正後										改正前										
区分			ア ホールの使用料							ア ホールの使用料										
	午前9時から	午後1時から	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から	午後1時30分から午後9時まで	午前9時から	午後1時30分まで	午前9時から	午後1時から	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から	午後1時30分から午後9時まで	午前9時から	午後1時30分まで						
大ホール 入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	34,500 円	49,500 円	64,500 円	84,000 円	114,000 円	148,500 円													
	その他の日	28,500 円	42,000 円	54,000 円	70,500 円	96,000 円	124,500 円													
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	48,000 円	69,000 円	90,000 円	117,000 円	159,000 円	207,000 円												
	その他の日	40,500 円	57,000 円	75,000 円	97,500 円	132,000 円	172,500 円													
	1,000円以上3,000円未満の他の日	土曜日及び休日	60,000 円	90,000 円	115,500 円	150,000 円	205,500 円	265,500 円												
	その他の日	51,000 円	73,500 円	94,500 円	124,500 円	168,000 円	219,000 円													

改正後										改正前										
入場料を徴収する場合	日									日										
	3,000	土曜	82,500	120,000	153,000	202,500	273,000	355,500		3,000	土曜	55,000	80,000	102,000	135,000	182,000	237,000			
	円以上	日及び休日	円	円	円	円	円	円		円以上	日及び休日	円	円	円	円	円	円	円	円	
	5,000	その他の日	69,000	100,500	127,500	169,500	228,000	297,000		5,000	その他の日	46,000	67,000	85,000	113,000	152,000	198,000			
	円未満の入場料を徴収する場合	円	円	円	円	円	円	円		円未満の入場料を徴収する場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	5,000	土曜日及び休日	106,500	156,000	198,000	262,500	354,000	460,500		5,000	土曜日及び休日	71,000	104,000	132,000	175,000	236,000	307,000			
	円以上の入場料を徴収する場合	円	円	円	円	円	円	円		円以上の入場料を徴収する場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	その他の日	88,500	129,000	165,000	217,500	294,000	382,500		その他の日	59,000	86,000	110,000	145,000	196,000	255,000					
	小ホール	入場料を徴収しない	土曜日及び休日	10,500	16,500	21,000	27,000	37,500	48,000	小ホール	入場料を徴収しない	土曜日及び休日	7,000円	11,000	14,000	18,000	25,000	32,000		

改正後								改正前							
い場合 合	その 他の 日	9,000円	15,000円	18,000円	24,000円	33,000円	42,000円	その 他の 日	6,000円	10,000円	12,000円	16,000円	22,000円	28,000円	
		円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	13,500円	21,000円	27,000円	34,500円	48,000円	61,500円	9,000円	14,000円	18,000円	23,000円	32,000円	41,000円	
	その他の日		10,500円	18,000円	22,500円	28,500円	40,500円	51,000円	7,000円	12,000円	15,000円	19,000円	27,000円	34,000円	
	1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	16,500円	25,500円	31,500円	42,000円	57,000円	73,500円	11,000円	17,000円	21,000円	28,000円	38,000円	49,000円	
	その他の日		13,500円	21,000円	27,000円	34,500円	48,000円	61,500円	9,000円	14,000円	18,000円	23,000円	32,000円	41,000円	
	2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	18,000円	30,000円	37,500円	48,000円	67,500円	85,500円	12,000円	20,000円	25,000円	32,000円	45,000円	57,000円	
	その他の日		15,000円	25,500円	31,500円	40,500円	57,000円	72,000円	10,000円	17,000円	21,000円	27,000円	38,000円	48,000円	

改正後									改正前								
展示 ホー ル	入場 料を 徴収 する 場合	日							日								
		3,000円以上 の入場 料を 徴収 する 場合	土曜 日及 び休 日	21,000 円	34,500 円	43,500 円	55,500 円	78,000 円	99,000 円	3,000円以上 の入場 料を 徴収 する 場合	土曜 日及 び休 日	14,000 円	23,000 円	29,000 円	37,000 円	52,000 円	66,000 円
		その 他の 日	18,000 円	28,500 円	36,000 円	46,500 円	64,500 円	82,500 円		その 他の 日	12,000 円	19,000 円	24,000 円	31,000 円	43,000 円	55,000 円	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収しない場合	9,000円	13,500 円	18,000 円	22,500 円	31,500 円	40,500 円	展示 ホー ル	入場料を徴収しない場合	6,000円	9,000円	12,000 円	15,000 円	21,000 円	27,000 円	
		1,000円未満 の入場料を 徴収する場 合	13,500 円	20,250 円	27,000 円	33,750 円	47,250 円	60,750 円		1,000円未満 の入場料を 徴収する場 合	9,000円	13,500 円	18,000 円	22,500 円	31,500 円	40,500 円	
		1,000円以上 の入場料を 徴収する場 合	18,000 円	27,000 円	36,000 円	45,000 円	63,000 円	81,000 円		1,000円以上 の入場料を 徴収する場 合	12,000 円	18,000 円	24,000 円	30,000 円	42,000 円	54,000 円	

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を

改正後	改正前														
<p>適用する。</p> <p>3 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。</p> <p>4 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、大ホールについては5,000円以上の入場料を徴収する場合の、小ホールについては3,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額、展示ホールについては1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の10倍に相当する額とする。</p> <p>5 展示ホールの3分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3分の1に相当する額、3分の2を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3分の2に相当する額とする。</p> <p>6 大ホール及び小ホールを専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。</p> <p>7 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>8 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>イ ホール以外の室の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午前9時から</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午後1時から</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午後5時30分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午前9時から</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午後1時から</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午前9時から</th></tr> </thead> </table>	区分	午前9時から	午後1時から	午後5時30分	午前9時から	午後1時から	午前9時から	<p>適用する。</p> <p>3 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。</p> <p>4 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、大ホールについては5,000円以上の入場料を徴収する場合の、小ホールについては3,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額、展示ホールについては1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の10倍に相当する額とする。</p> <p>5 展示ホールの3分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3分の1に相当する額、3分の2を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3分の2に相当する額とする。</p> <p>6 大ホール及び小ホールを専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。</p> <p>7 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>8 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <p>イ ホール以外の室の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午前9時から</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午後1時から</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午後5時30分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午前9時から</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午後1時から</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">午前9時から</th></tr> </thead> </table>	区分	午前9時から	午後1時から	午後5時30分	午前9時から	午後1時から	午前9時から
区分	午前9時から	午後1時から	午後5時30分	午前9時から	午後1時から	午前9時から									
区分	午前9時から	午後1時から	午後5時30分	午前9時から	午後1時から	午前9時から									

改正後								改正前								
		正午まで	午後5時まで	から午後9時30分まで	午後5時まで	午後9時30分まで	午後9時30分まで		正午まで	午後5時まで	から午後9時30分まで	午後5時まで	午後9時30分まで	午後9時30分まで		
大ホール用	第1楽屋	2,100円	2,700円	3,750円	4,800円	6,450円	8,550円		大ホール用	第1楽屋	1,400円	1,800円	2,500円	3,200円	4,300円	5,700円
	第2楽屋	2,100円	2,700円	3,750円	4,800円	6,450円	8,550円		第2楽屋	1,400円	1,800円	2,500円	3,200円	4,300円	5,700円	
	第3楽屋	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円		第3楽屋	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,000円	
	第4楽屋	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円		第4楽屋	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,000円	
	第5楽屋	1,500円	1,950円	2,850円	3,450円	4,800円	6,300円		第5楽屋	1,000円	1,300円	1,900円	2,300円	3,200円	4,200円	
	第6楽屋	1,200円	1,500円	2,100円	2,700円	3,600円	4,800円		第6楽屋	800円	1,000円	1,400円	1,800円	2,400円	3,200円	
	第7楽屋	1,200円	1,500円	2,100円	2,700円	3,600円	4,800円		第7楽屋	800円	1,000円	1,400円	1,800円	2,400円	3,200円	
	第8楽屋	2,700円	3,000円	3,600円	5,700円	6,600円	9,300円		第8楽屋	1,800円	2,000円	2,400円	3,800円	4,400円	6,200円	
	第9楽屋	2,700円	3,000円	3,600円	5,700円	6,600円	9,300円		第9楽屋	1,800円	2,000円	2,400円	3,800円	4,400円	6,200円	
	楽屋応接室	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円		楽屋応接室	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,000円	
	第1シャワーホール用	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円		第1シャワーホール	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円	
	第2シャワーホール用	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円		第2シャワーホール	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円	
	第3シャワーホール用	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円		第3シャワーホール	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円	
	第4シャワーホール用	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円		第4シャワーホール	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	
	第5シャワーホール用	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円		第5シャワーホール	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円	
小ホール用	第1楽屋	2,100円	2,700円	3,750円	4,800円	6,450円	8,550円		第1楽屋	1,400円	1,800円	2,500円	3,200円	4,300円	5,700円	
	第2楽屋	2,700円	3,000円	3,600円	5,700円	6,600円	9,300円		第2楽屋	1,800円	2,000円	2,400円	3,800円	4,400円	6,200円	
	第3楽屋	1,500円	1,950円	2,850円	3,450円	4,800円	6,300円		第3楽屋	1,000円	1,300円	1,900円	2,300円	3,200円	4,200円	

改正後							改正前							
	第4 楽屋	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円	第4 楽屋	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,000円
	第5 楽屋	1,200円	1,500円	2,100円	2,700円	3,600円	4,800円	第5 楽屋	800円	1,000円	1,400円	1,800円	2,400円	3,200円
	第6 楽屋	1,200円	1,500円	2,100円	2,700円	3,600円	4,800円	第6 楽屋	800円	1,000円	1,400円	1,800円	2,400円	3,200円
	第1 シャワ 一室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	第1 シャワ 一室	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	第2 シャワ 一室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	第2 シャワ 一室	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	第3 シャワ 一室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	第3 シャワ 一室	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	第4 シャワ 一室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	第4 シャワ 一室	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	第1 リハーサル室	4,350円	5,850円	8,100円	10,200	13,950	18,300	第1 リハーサル室	2,900円	3,900円	5,400円	6,800円	9,300円	12,200
				円	円	円							円	
	第2 リハーサル室	3,150円	4,200円	5,850円	7,350円	10,050	13,200	第2 リハーサル室	2,100円	2,800円	3,900円	4,900円	6,700円	8,800円
				円	円	円							円	
	第1 音楽練習室	1,650円	2,100円	3,000円	3,750円	5,100円	6,750円	第1 音楽練習室	1,100円	1,400円	2,000円	2,500円	3,400円	4,500円
	第2 音楽練習室	900円	1,200円	1,650円	2,100円	2,850円	3,750円	第2 音楽練習室	600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
	録音室	750円	1,050円	1,350円	1,800円	2,400円	3,150円	録音室	500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円
	第1 会議室	5,250円	7,050円	9,750円	12,300	16,800	22,050	第1 会議室	3,500円	4,700円	6,500円	8,200円	11,200	14,700
				円	円	円						円	円	
	第2 会議室	4,200円	5,550円	7,800円	9,750円	13,350	17,550	第2 会議室	2,800円	3,700円	5,200円	6,500円	8,900円	11,700
				円	円	円						円	円	

## 備考

- 1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5

## 備考

- 1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5

改正後							改正前								
区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時30分まで		
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	8,550円	12,450円	16,800円	21,000円	29,250円	37,800円			時	8,300円	11,200円	14,000円	19,500円	25,200円
	その他の日	8,100円	11,700円	15,900円	19,800円	27,600円	35,700円			午後5時	12,700円	15,900円	22,100円	28,600円	
500円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	9,750円	14,100円	19,050円	23,850円	33,150円	42,900円			午後9時	10,600円	13,200円	18,400円	23,800円	
	その他の日	8,550円	12,450円	16,800円	21,000円	29,250円	37,800円			午後9時30分まで	11,200円	14,000円	19,500円	25,200円	
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する	土曜日及び休日	11,400円	16,650円	22,350円	28,050円	39,000円	50,400円			午前9時	11,100円	14,900円	18,700円	26,000円	33,600円
	その他の日	8,550円	12,450円	16,800円	21,000円	29,250円	37,800円			午後1時	11,200円	14,000円	19,500円	25,200円	

改正後								改正前							
場合								場合							
1,000円以上	土曜日及び休日	14,250	20,850	28,050	35,100	48,900	63,150	1,000円以上	土曜日及び休日	9,500円	13,900	18,700	23,400	32,600	42,100
2,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	10,800	15,750	21,150	26,550	36,900	47,700	2,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	7,200円	10,500	14,100	17,700	24,600	31,800
2,000円以上	土曜日及び休日	15,450	22,350	30,150	37,800	52,500	67,950	2,000円以上	土曜日及び休日	10,300	14,900	20,100	25,200	35,000	45,300
3,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	10,800	15,750	21,150	26,550	36,900	47,700	3,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	7,200円	10,500	14,100	17,700	24,600	31,800
3,000円以上	土曜日及び休日	16,650	24,300	32,700	40,950	57,000	73,650	3,000円以上	土曜日及び休日	11,100	16,200	21,800	27,300	38,000	49,100
4,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	13,050	19,050	25,800	32,100	44,850	57,900	4,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	8,700円	12,700	17,200	21,400	29,900	38,600
4,000円以上	土曜日及び休日	17,700	25,800	34,650	43,500	60,450	78,150	4,000円以上	土曜日及び休日	11,800	17,200	23,100	29,000	40,300	52,100
5,000円未満の入場料を徴収する場	その他の日	13,050	19,050	25,800	32,100	44,850	57,900	5,000円未満の入場料を徴収する場	その他の日	8,700円	12,700	17,200	21,400	29,900	38,600

改正後								改正前							
合								合							
5,000円以上	土曜日及び休日	19,950	29,100	39,300	49,050	68,400	88,350	5,000円以上	土曜日及び休日	13,300	19,400	26,200	32,700	45,600	58,900
の入場料を徴収する場合	その他の日	円	円	円	円	円	円	の入場料を徴収する場合	その他の日	円	円	円	円	円	円
		15,450	22,350	30,150	37,800	52,500	67,950			10,300	14,900	20,100	25,200	35,000	45,300

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の5割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時30分までの場合は午後5時から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額を、午後9時30分後の場合は午後5時から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切

改正後							改正前						
り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。							り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。						
7 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。							7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。						
イ ホール以外の室の使用料							イ ホール以外の室の使用料						
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
リハーサル室	1,060円	1,360円	1,680円	2,420円	3,040円	4,100円	リハーサル室	710円	910円	1,120円	1,620円	2,030円	2,740円
第1楽屋	300円	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	第1楽屋	200円	300円	400円	500円	700円	900円
第2楽屋	450円	600円	760円	1,050円	1,360円	1,810円	第2楽屋	300円	400円	510円	700円	910円	1,210円
第3楽屋	1,210円	1,530円	1,980円	2,740円	3,510円	4,720円	第3楽屋	810円	1,020円	1,320円	1,830円	2,340円	3,150円
シャワー室	450円	450円	450円	900円	900円	1,350円	シャワー室	300円	300円	300円	600円	600円	900円
主催者控室	370円	370円	670円	740円	1,040円	1,410円	主催者控室	250円	250円	450円	500円	700円	950円

## 備考

1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時

後の

場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切

## 備考

1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時30分までの場合は午後5時から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額を、午後9時30分後の場合は午後5時から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切

改正後	改正前
<p>り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを<u>切り捨てる</u>ものとする。</p>	<p>り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを<u>10円に切り上げる</u>ものとする。</p>